

第 40 号 議 案

令和 4 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 14,886	千円 Δ174	千円 14,712
	1 繰越金	14,886	Δ174	14,712
3 諸収入		303,397	Δ153,926	149,471
	1 貸付金元利収入	303,397	Δ153,926	149,471
歳入合計		319,984	Δ154,100	165,884

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 319,984	千円 Δ154,100	千円 165,884
	1 商工業費	16,587	Δ424	16,163
	2 公債費	303,397	Δ153,676	149,721
歳出合計		319,984	Δ154,100	165,884